

理事会議事録

- 1 開催日時 平成27年8月6日(木)午後1時15分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第3・4会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻になりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、理事定数25名、現在員数24名、本日の出席者20名、書面による出席3名、出席者合計23名でございます。従いまして、理事総数の3分の2以上に達しておりますので、定款第12条第5項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

また、後藤監事、中村監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきますが、先日、本日で審議いただきます議案書を送付させていただいた際、大阪市が公募している介護予防ポイント事業の管理業務受託事業者について調整中である旨、ご報告させていただきましたが、8月4日に受託事業者として決定されましたので、追加案件としてご審議をお願いいたしたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

(資料確認)

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第12条第4項の規定により、その都度選任することになっております。

こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を清水副会長にお願いいたします。

清水議長 まず、理事会の議事録の署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人は、生野区社会福祉協議会長の房本理事と大阪市民生委員児童委員協議会副会長の福岡理事にお願いします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

<第1号議案> 大阪市ボランティア活動振興基金の新規助成事業(案)について

清水議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案の大阪市ボランティア活動振興基金の新規助成事業(案)について、事務局から説明してください。

脇坂副所長 ボランティア・市民活動センター副所長の脇坂でございます。

第1号議案、大阪市ボランティア活動振興基金の新規助成事業(案)について説明させていただきます。

大阪市におきましては、少子高齢化の急速な進行や認知症高齢者の増加、社会的孤立や生活困窮者の問題など、地域福祉課題が複雑化・多様化・深刻化しております。なかでも、団塊の世代が後期高齢者となります、いわゆる「2025年問題」につ

脇坂副所長 きましては、厚生労働省におきましても、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築を推進しているところでございます。

これらの状況に備える一端といたしまして、福祉ボランティア活動は不可欠で、ますます重要なものとなり、活動を推進するボランティアの養成は喫緊の課題でございます。

これまで、ボランティア活動振興基金では、大阪市との取決めにより、基金運用益のみを財源として、毎年、複数区での活動を展開するグループに「ボランティア活動促進事業」として、平成 26 年度実績として、約 62 団体、複数団体が協働でおこなう「地域福祉・市民活動協働推進事業」として、同じく 8 団体、「地域福祉的な非営利法人支援事業」として、同じく 3 団体、「調査研究支援事業」として同じく 3 団体など、助成を行ってまいりました。

しかし、近年の運用収益は、1,300 万円ほどで、過去の運用収益の最大時の 63% ほどになっており、金利が低迷する現在におきましては、財源、活用方法等にも限界がございますので、今後 10 年を目途に集中的に福祉ボランティア活動を拡大していくためには、基金の原資を取り崩し、それを財源として、充実を図ってまいりたいと考えております。

本日、ご審議いただきます新規助成事業につきましては、大阪市ボランティア活動振興基金運営委員会のもとに、ボランティア活動中間支援団体、ボランティア、NPO 活動の実践者、学識経験者、区社協関係者などからなる作業部会を設置し、平成 26 年 12 月から議論を重ね、運営委員会において、案としてまとめたものでございます。

資料 1 の 3 ページを参照ください。

新規事業では、大きく 3 本の柱をかかげております。

1 つは、ボランティア自身が担い手を育成することができるような「リーダー育成」、2 つは、社会参加・活動がしにくい方々や、未来を担う世代が「活動に参加しやすいしくみづくり」、3 つは、「ボランティア活動の拡大」を図るものでございます。

具体的方策につきまして、申しあげます。

資料 1 の 4 頁、新規助成事業要領（案）をご覧ください。

「リーダー育成」は、2 事業です。

①「企業等が中心となつて行う福祉ボランティア活動団体育成支援事業」ですが、企業等が中心となつて、地域（区域など）で、住民の交流のきっかけとなる福祉ボランティア活動に、地域住民の参画を得て取り組む団体の育成支援を行います。

近年、企業の社会貢献担当が、地域の方々との交流を進めたいという願望はあるものの、なかなか実行できないという声があります。そのきっかけを支援していくものでございます。先駆的には、中央区において、平成 11 年に「中央区フィランソロピー懇談会」という団体が発足しております。これには、15 ほどの企業を中心に活動を展開し、企業の専門性をいかして、地域社協において、植木の植え方、ハンドケアのやり方、金融トラブルにかからないためになどの、出前講座をはじめ、地域福祉フォーラムやチャリティ・フェスティバルなどにも参加し、友好活動を通じて、地域の方々と連携を取っておられます。

脇坂副所長 このような活動を今後、全市的に進めるため、リーダーの育成、団体立ち上げの支援、事業支援を行っていくものでございます。今年度は、最大助成件数 10 団体、250 万円でございます。

②「サロン運営者養成支援事業」は、地域における、特に高齢者などが集い、語り合う、サロン、集いの場の重要性はすでにご案内のとおりでございます。この支援事業では、その運営を行う運営者の育成のための講座・研修会等の開催支援を行います。最大助成団体数は 5 団体、100 万円でございます。

「活動に参加しやすいしくみづくり」は、3 事業でございます。

通し番号の③「社会参加システムの構築支援事業」では、社会参加しづらい人、具体的には、妊産婦、知的や精神障がい、引きこもりなど、社会とつながりにくいが、活動への参加や就労を希望する方々に、パソコンや携帯電話などで、情報提供をするネットワークシステムを構築していくものです。システムの構築のため、助成団体数は 1 団体、318 万円でございます。

④「社会参加の空間整備支援事業」は、②のサロン活動の運営者に対して、空間を提供していただくもので、一般には、認知症カフェ、障がい者の集い、親の会などをボランティアといっしょに開催することをめざすものです。

たとえば、社会福祉法人の社会福祉施設による社会貢献活動として、施設の一角を地域の方々に開放する日を設け、地域の皆さんと協働で定期的な開催をする、また一人暮らしをしているが、自宅の一室を開放し、集う場を提供するなど、地域福祉課題の解決を目的とした居場所づくりの開催支援を行うものです。最大助成団体数は、30 団体、6 千 150 万円でございます。

⑤「学生の福祉ボランティア活動支援事業」は、未来を担う世代を対象に、学校外での活動として、サービスマーケティングというものがございますが、この手法を取り入れるなど、福祉ボランティア活動を行う学生で構成された「ボランティアクラブ」等を支援するものです。

たとえば、高齢者や障がい者の施設を訪問し、交流を定期的に行う。保育所・保育園で子ども達との交流を図るなど、学校が認知したもので、地域の住民の方々や小学生等の参画などを得て取り組む活動への支援となります。最大助成団体数は、10 団体、300 万円でございます。

「ボランティア活動の拡大」は、3 事業です。

「災害発生時のボランティア活動に対応できる基盤整備」として、2 つございまして、⑥では、災害ボランティアセンターを開設した場合、運営スタッフとして活動できる技術を身につけたボランティアリーダーを育成し、さらに組織化を目的とした講座・研修会等の開催を支援します。最大助成団体数は、30 団体、300 万円でございます。

⑦は、災害ボランティアセンター開設時に、初動期において、ボランティアが使用する機材備品の整備を支援します。これは 24 区社協を対象に、2 千 400 万円でございます。

⑧は、各区においては、子育て支援、高齢者・障がい者支援など、地域において対応すべき課題の優先順位が異なる状況もあり、現場のニーズに応じた取組みに対して助成するものです。24 区 35 事業を対象に、3 千万円でございます。

以上、新規助成事業の総額は、1 億 2 千 818 万円でございます。

脇坂副所長 これらの支援期間としては、3頁の下段に示していますように、2015年から、2019年を「基盤形成期」、2020年から、2024年を「移行期」として、ボランティアの主体的な活動を推進していき、2025年からは、「発展期」として、ボランティアリーダーを中心とした市民参加の活動展開を目指しつつ、市社協としても引き続き支援をしてまいります。

なお、本日、新規助成事業（案）につきまして、ご承認をいただきましたら、8月中旬に公開、9月にかけては応募受付、11月中旬に審査、12月下旬に交付の予定としております。

以上、大阪市ボランティア活動振興基金 新規助成事業（案）について、ご説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

清水議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問等、ございませんか。

右田理事 全体の構想については賛成ですが、事業要領（案）の参加しやすいしくみづくりで、学生の福祉ボランティア活動支援事業とありますが、生徒と学生を区別しないで、全国統一用語として学生と表現することになっているのですか。大阪市の場合、大阪市大がありますので、学生と表記すると大阪市大の学生という誤解を招くのではと思ったので。

脇坂副所長 学生と言う表現が全国一律かどうかはわかりませんが、対象としましては、中学生以上大学生としております。学生という表記につきましては、ご意見も踏まえまして、検討してまいります。

清水議長 他にご質問ないようでしたら、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

＜第2号議案＞ 介護予防ポイント事業に係る管理業務の受託実施（案）について

＜第3号議案＞ 経理規程の一部改正（案）について

清水議長 続きまして、第2号議案の介護予防ポイント事業に係る管理業務の受託実施（案）及び第3号議案の経理規程の一部改正（案）について、事務局から一括して説明してください。

中川課長 地域福祉課長の中川でございます。

第2号議案及び第3号議案について、関連がございますので、まとめてご説明、提案をさせていただきます。

まず、第2号議案の介護予防ポイント事業に係る管理業務の受託実施（案）についてご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。

この度、大阪市において、元気な高齢者を対象に、施設等における要介護者に対する介護支援活動を通じて、ご本人の介護予防につなげ、生きがいづくり、社会参加を促進するとともに、活動実績によりポイントがたまり、ポイント数に応

中川課長 じて換金できる「介護予防ポイント事業」が実施されることになりました。

事業実施の流れは、資料2の4頁、別紙1のとおりでございますが、65歳以上の参加登録者が、受入施設としてご協力いただく施設などで介護補助、利用者の話し合い手、レクリエーションの補助などの活動を、1日30分以上2時間未満行った場合に1ポイント、2時間以上行った場合には2ポイントが付与され、1ポイント100円換算で換金できるというものです。

交換は平年で80ポイント（8,000円）まで、今年度については年度途中からの開始ですので、20ポイント（2,000円）が上限となっています。

活動場所については、市内に約1,900か所ある「特別養護老人ホーム」、「老人保健施設」や「デイサービス」などの介護保険施設で、活動者の受入れにご協力いただける施設です。

管理業務の受託事業者となる本会は、別紙1の左下、赤で□囲みをしている管理機関のところ、また資料2の1～2頁にありますように、参加登録者や受入施設・事業所の受付・登録・情報管理、参加希望者の研修などのほか、ポイントの管理に係る事務などの業務を担っていくこととなります。

資料2の2頁ですが、契約期間は平成27年8月10日から平成28年3月31日まで、委託料については、13,589,856円でございます。

介護予防ポイント事業については、高齢者の経験・能力を生かした地域社会の構築、地域コミュニティの再生、地域づくりにつながる事業で、本会には、各区で地域福祉を推進する区社協や社会福祉施設などとのネットワークがあり、事業の趣旨・目的に沿って有効に展開できます。

本会におきましては、自立した法人運営を行っていく取組みの一環として、事業計画や中期経営計画などにおいても、公募事業や施設の指定管理者募集で、地域福祉の推進に相応しいものについては、積極的に応募していく方針を打ち出しているところでありますが、このようなことから、受託事業者に応募することとしまして、7月30日付で大阪市に応募書類を提出しました。

資料2の5頁、別紙2は、大阪市から8月4日付けで届いた、本会を委託予定法人として決定した旨の選定結果通知の（写）でございます。

今後は、10月1日から参加希望者登録時研修登録開始ができるよう準備を行ってまいります。

資料2の7頁、別紙3として、厚生労働省老健局長の各都道府県知事あて通知「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の（写）と、8頁、「ガイドライン」の概要版の抜粋を添付していますが、これは、生活支援、介護予防サービスの充実に向けて、市町村の参考のため具体的な取組み例が取りまとめられたものでございます。

資料2の8頁をご覧ください。赤で□囲みをしている部分に記載されていますように、ボランティアポイント制度は、介護保険における地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能とされており、既に他の自治体で先駆的に実施されているところもあります。

具体的には資料2の3頁にもありますように、全国の209の市・町、指定都市では横浜市、札幌市など11の指定都市で実施されており、そのうち9市が事業委託、8市が各都市の市社協が受託していますので、ご参考までに報告しておきま

中川課長 す。

第2号議案の介護予防ポイント事業の管理業務の受託実施（案）については以上でございます。

引き続き、第3号議案 経理規程の一部改正(案)についてご説明申し上げます。
資料3をご覧いただきたいと存じます。

ただ今、第2号議案でご説明いたしました介護予防ポイント事業の管理業務受託に伴い、経理規程の第6条第4項、第13号から17号を、第14号から18号とし、第13号に「介護予防ポイント事業サービス区分」を追加するものでございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

清水議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問等、ございませんか。
ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第2号議案及び第3号議案は原案どおり決定されました。

<第4号議案> 平成27年度補正予算(案)について

清水議長 続きまして、第4号議案の平成27年度補正予算（案）について、事務局から説明してください。

西山次長 事務局次長の西山でございます。

第2号議案でご承認いただきました、介護予防ポイント事業の管理業務受託に伴う補正予算につきまして、本日合わせてご審議いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、第4号議案、平成27年度2次補正予算（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、相談支援サポートセンター事業、介護予防ポイント事業、ボランティア活動振興基金事業の3つの事業会計につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

それでは、資料4の1頁、平成27年度2次補正収支予算書（総括表）の内容につきまして、資料4 [別紙]、平成27年度2次補正予算（案）の概要についての表でご説明いたします。

今回補正額につきましては、収入は、表の上段項目部分、右から二つ目の今回補正額、網掛け下の最上段、事業活動収入が1,778万1千円の増額、その2段下、その他の活動収入が1億3,831万円の増額、支出は、表の中段項目部分の最上段、事業活動支出が1億4,997万3千円の増額、その下、施設整備等支出が611万8千円の増額でございます。

この結果、補正後の収入額は、表の上段項目部分、右端の補正後予算額、網掛け下の最上段、事業活動収入が50億6,173万3千円、その2段下のその他の活動収入が10億2,247万4千円、合計いたしますと、60億8,420万7千円とあいなります。

西山次長 補正後の支出額は、表の中段項目部分の最上段、事業活動支出が53億1,061万5千円、その下、施設整備等支出が611万8千円、その下、その他の活動支出が7億9,105万2千円、その下、予備費支出が1,000万円、合計いたしますと、61億1,778万5千円でございます。

これによりまして、表の下段部分、網掛け下の当期資金収支差額は、マイナス3,357万8千円となり、前期末支払資金残高5億3,079万円と合わせますと、最下段右の当期末支払資金残高は4億9,721万2千円とあいなる次第でございます。

次に、サービス区分ごとに説明させていただきます。

補正予算書案では、2頁から4頁に掲載しておりますが、同じく資料4〔別紙〕により説明させていただきます。

1 相談支援サポートセンター事業をご覧ください。

平成25年12月に市民から遺言公正証書により、「大阪市成年後見支援センターの運営等に利用すること」を目的に本会善意銀行に寄贈された19,968,389円のうち、今年度は419万1千円について補正をお願いするものでございます。(1)の主な収入に記載のとおり、事業活動収入の助成金収入として419万1千円の増、(2)の主な支出としまして、市民後見人活動の広報啓発事業実施に伴う事業活動支出の事業費支出として91万3千円の増、市民後見人受任調整ソフト作成に伴い施設整備等支出の固定資産取得支出として327万8千円の増となっております。

なお、資料には記載がございませんが、善意銀行事業の助成金支出については、当初予算において予算化されているため、今回補正は行なっておりません。

次に、2 介護予防ポイント事業をご覧ください。

高齢者の介護予防、生きがづくり、社会参加の促進を図ることを目的とした介護予防ポイント事業の管理業務の受託に伴い、補正をお願いするものでございます。

(1)の主な収入に記載のとおり、受託金収入の市受託金収入として1,359万円の増、(2)の主な支出としまして、事業活動支出の人件費支出として622万5千円の増、事業費支出として271万3千円の増、事務費支出として181万2千円の増、登録管理システム開発に伴い施設整備等支出の固定資産取得支出として284万円の増となっております。

最後に、3 ボランティア活動振興基金事業をご覧ください。

大阪市域におけるボランティア・市民活動の推進を図ることを目的とした新規助成事業を実施と既存助成事業の拡充を合わせて、補正をお願いするものでございます。

(1)の主な収入に記載のとおり、新規助成事業実施に伴い、ボランティア活動振興基金を一部取り崩し、その他の活動収入の基金積立資産取崩収入として1億3,831万円の増となっております。(2)の主な支出については、ウの助成金支出からご説明いたします。事業活動支出の助成金支出として1億3,246万5千円の増となりますが、内訳といたしまして、新規助成により1億2,818万円の増、そして、既存助成の件数増加により428万5千円の増によるものでございます。また、助成事務に必要となります人件費支出として350万円の増、事業費支出として234万5千円の増となっております。

以上、平成27年度2次補正予算案についてご説明申しあげました。

ご審議の程、よろしくご説明申しあげます。

なお、本年5月28日の理事会、評議員会でご承認いただきました、大阪市が実施

西山次長 する要援護者の見守りネットワーク強化ほか、福祉施策充実のための資金として、ボランティア活動振興基金の市税相当分7億6,053万円のうちの5億円の基金取崩し返還につきましては、年内の返還を予定いたしておりますので、ご報告いたします。残りの2億6,053万円につきましては、次年度以降となり、改めてお諮りすることになりますので、よろしく願いいたします。

清水議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問等、ございませんか。
ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第4号議案は原案どおり決定されました。

<第5号議案> 評議員の選任(補充)について

清水議長 続きまして、第5号議案の評議員の選任(補充)について、事務局から説明してください。

輪違局長 事務局長の輪違でございます。

第5号議案 評議員の選任について、ご説明申し上げます。

それでは、お手元にお配りしております資料5をご覧くださいと存じます。

まずは、区社会福祉協議会の代表者でございますが、現在1名の欠員が生じております。

また、この後開催される評議員会で、城東区社会福祉協議会の伊東允二会長の理事へのご就任をお諮りすることにしておりますことから、計2名の評議員を選任いただくこととなります。

候補者でございますが、現在、民生委員・児童委員等奉仕者の代表者として評議員にご就任いただいております、吉川郁夫会長におかれましては、平成27年6月1日付けで北区社会福祉協議会会長にご就任されましたので、区社会福祉協議会代表者として引き続きご就任いただきたいと思います。

また、住吉区社会福祉協議会の岸田 満会長がご退任されましたので、後任の白川静夫会長にご就任をお願いしたいと存じます。

次に、公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者でございますが、毎日新聞大阪社会事業団常務理事、大阪社会福祉士会会長、大阪市PTA協議会会長に交代がございましたので、それぞれ後任の和田堅吾常務理事、直木慎吾会長、小林良堂会長にご就任いただきたいと思います。

裏面をご覧ください。

最後に、社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等につきましては、鉄道弘済会西日本支部長に交代がございましたので、後任の田中規実男支部長にご就任いただきたいと思います。

任期につきましては、平成27年8月7日から現任期の残任期間であります、平成29年5月15日まででございます。

以上、第5号議案評議員の選任(補充)について説明させていただきました。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

清水議長　ただ今の評議員の選任（補充）について説明がありましたが、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第5号議案は原案どおり決定されました。

本日、予定の議案は以上です。

それでは、ここで、議長役を終わらせていただきます。

ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司　　会　　ありがとうございました。

報告でございますが、平成28年4月1日採用予定の職員採用試験の実施につきまして、書面にてご報告させていただきましたが、先日、7月25日（土）に1次試験を実施し、41名が受験いたしました。

今後、1次試験合格者を対象に、8月25日（火）、2次試験を実施する予定でございます。

それでは、これをもちまして理事会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

なお、この後、午後2時30分から、区社協会会長会を開催いたしますので、区社協会長の皆様におかれましては、お手数ですが、1階、第7会議室に移動していただきますよう、よろしくお願いいたします。